

## 横浜市施設開設経費助成特別対策事業費補助金交付要綱

制 定 平成 21 年 12 月 28 日 健 事第 402 号（副市長決裁）

最近改正 令和 3 年 3 月 31 日 健介事第 1364 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、広域型施設及び小規模福祉施設等の開設、介護療養型医療施設の介護医療院等への転換に要する費用について、横浜市の予算の範囲内において補助金を交付することにより、広域型施設及び小規模福祉施設等が、安定した、質の高いサービスを提供するための体制整備を支援し、もって高齢者の在宅等における生活継続を支援することを目的とする。

2 補助金の交付については、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 58 条、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成 26 年 9 月 12 日医政発 0912 第 5 号厚生労働省医政局長通知、老発 0912 第 1 号厚生労働省老健局長通知及び保発 0912 第 2 号厚生労働省保険局長通知）、神奈川県地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金交付要綱、施設開設準備経費等支援事業費補助金実施要領、社会福祉法人の助成に関する条例（昭和 35 年 7 月横浜市条例第 15 号）及び横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この要綱における用語の意義は、補助金規則の例による。

2 この要綱において、広域型施設とは、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、ケアハウス、養護老人ホーム、有料老人ホームを指し、それぞれ老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 5 に規定する「特別養護老人ホーム」かつ介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 27 項に規定する「介護老人福祉施設」、及び同条第 28 項に規定する「介護老人保健施設」のうち定員 30 人以上のもの、健康保険法等の一部を改正する法律附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条による改正前の介護保険法第 8 条第 26 項に定める「指定介護療養型医療施設」のうち定員 30 人以上のもの、介護保険法第 8 条第 29 項に規定する「介護医療院」のうち定員 30 人以上のもの、老人福祉法第 20 条の 6 に規定する「軽費老人ホーム」のうち介護保険法第 8 条第 11 項に規定する「特定施設入居者生活介護」、老人福祉法第 20 条の 4 に規定する「養護老人ホーム」、老人福祉法第 29 条第 1 項に規定する「有料老人ホーム」のうち定員 30 人以上かつ介護保険法第 8 条第 11 項に規定する「特定施設入居者生活介護」を行う各事業所（以下、「当該広域型施設」という。）とする。

3 この要綱において、小規模福祉施設等とは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症高齢者グループホーム、看護小規模多機能型居宅介護事業所及び地域密着型特別養護老人ホーム、小規模老人保健施設、小規模介護療養型医療施設、小規模介護医療院、小規模ケアハウスを指し、それぞれ介護保険法第 8 条第 15 項に規定する「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、同条第 19 項に規定する「小規模多機能型居宅介護」、同

条第 20 項に規定する「認知症対応型共同生活介護」、同条第 23 項に規定する「複合型サービス」及び老人福祉法第 20 条の 5 に規定する「特別養護老人ホーム」かつ介護保険法第 8 条第 22 項に規定する「地域密着型介護老人福祉施設」、同 8 条第 28 項に規定する「介護老人保健施設」のうち定員 29 人以下のもの、健康保険法等の一部を改正する法律附第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条による改正前の介護保険法第 8 条第 26 項に定める「指定介護療養型医療施設」のうち定員 29 人以下のもの、介護保険法第 8 条第 29 項に規定する「介護医療院」のうち定員 29 人以下のもの、老人福祉法第 20 条の 6 に規定する「軽費老人ホーム」のうち介護保険法第 8 条第 21 項に規定する「地域密着型特定施設入居者生活介護」を行う各事業所（以下、「当該小規模福祉施設等」という。）とする。

4 この要綱において、介護医療院等とは、介護保険法第 8 条第 28 項に規定する「介護老人保健施設」、同条第 29 項に規定する「介護医療院」を行う各事業所とする。

（補助事業者の範囲）

第 3 条 この要綱における補助金の交付を受ける事業者は、当該広域型施設（定員 30 人以上の指定介護療養型医療施設を除く。）にあつては、横浜市社会福祉法人施設審査会において、整備費補助金の交付先としての決定を受けた事業者又は横浜市特定施設等設置計画審査委員会において特定施設入居者生活介護の指定を受けるものとして選定された事業者、当該小規模福祉施設等（定員 29 人以下の指定介護療養型医療施設及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を除く）にあつては、地域密着型サービス事業計画審査委員会において、介護保険事業所を開所するものとして選定された事業者、介護療養型医療施設から介護医療院等に転換する事業者及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の開所を予定している事業者（以下、「補助対象事業者」という。）であるものとする。

（補助対象経費）

第 4 条 この要綱において、補助の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、当該広域型施設及び当該小規模福祉施設等及び介護療養型医療施設から介護医療院等に転換する事業所（以下、「当該事業所」という）の円滑な開設に必要な需用費、材料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料とする。

2 この要綱の対象となる事業所にあつては補助対象期間を当該事業所の開設日（介護療養型医療施設から介護医療院等に転換する事業所にあつては介護医療院として新たに開設する日とする）前の 6 か月を上限とする。なお、開設日が 4 月 2 日から 9 月 30 日までの期間内である場合には、開設日の属する年度とその前年度において補助事業を実施することができるものとする。

ただし、各年度の補助金の合計額は補助基準額を上限とし、また各年度の補助対象経費は明確に区分しなければならず、交付予定額を次年度へ繰越すことはできない。

また、事業所の開設にあつては、事業所の運営に必要な人員を計画的に確保し、事業完了後、遅滞なく運営を開始すること。職員確保ができないことを理由に開所時期を遅らせる、部分的に開所する等の対応は原則認めない。

3 「開設時に必要な設備、備品、消耗品等の購入経費」を補助対象とする場合には、介護職員が使用することにより、直接的に身体的負担の軽減を図ることができ、労働環境の改善が見込まれる次の（1）～（8）のいずれかの介護福祉機器を購入すること。（ただし、介護療養型医療施設の介護医療院等への転換整備の場合を除く。）

- (1) 移動・昇降用リフト
- (2) 自動車用車いすリフト
- (3) エアーマット
- (4) 特殊浴槽

リフトと共に稼動するもので、側面が開閉可能なもの。

- (5) ストレッチャー  
入浴用を使用するもの以外は昇降機能が付いているもの。
- (6) 自動排泄処理機
- (7) 車いす体重計
- (8) 腰痛予防に有効な福祉機器（電動ベッド、高機能の車いす、スライディングシート、スライディングボード、スタンディングマシーン等  
(補助金の額)

第5条 1 事業所あたりの補助金額は、次の各号により算出した額を比較して少ない額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、神奈川県地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金交付要綱に規定された金額を上限とする。ただし、県からの交付決定金額が前述の上限金額を下回る場合には、その提示された金額を上限金額とする。

- (1) 補助対象経費
- (2) 総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除した実支出額  
(交付の申請)

第6条 補助金規則第5条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請書の提出期限は、各年度の補助事業等の内容を考慮し、市長がその都度指定するものとする。

- 2 補助金規則第5条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする者が提出する書類は、横浜市施設開設準備経費助成特別対策事業費補助金交付申請書（第1号様式）を用いるものとする。
- 3 補助金規則第5条第2項に掲げる書類のうち、第2号は提出を省略することができる。
- 4 補助金規則第5条第2項の規定により、市長が必要と認める補助金交付申請書への添付書類は、次に掲げる書類とする。
  - (1) 当該広域型施設の整備費補助金交付先の決定に関する通知の写し又は横浜市地域密着型サービス事業計画審査結果通知書の写し。ただし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所及び介護療養型医療施設から介護医療院等へ転換する事業を除く。
  - (2) 補助対象経費にかかる見積書又は契約書の写し（ただし、補助対象経費のうち報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金及び旅費にかかる経費については、雇用契約書の写し等金額の根拠が分かる書類を提示すること。）

(交付の条件)

第7条 補助金規則第7条第4号の規定により市長が補助金の交付の目的を達成するために必要と認めて付する条件は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 補助事業の完了後すみやかに介護保険事業所として開所すること。
- (2) 開所以後においては、事業の良好な運営を継続的に展開すること。

(交付決定通知)

第8条 補助金規則第8条の規定による補助金交付決定通知は、横浜市施設開設準備経費助成特

別対策事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）（以下、「決定通知書」という。）により行うものとする。

（申請の取下げ）

第9条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して10日以内の日とする。

（事業の変更等）

第10条 補助対象事業者は、補助金規則第7条第1号に定める事業の変更の承認申請を行うときは、横浜市施設開設準備経費助成特別対策事業費補助対象事業変更承認申請書（第3号様式）を用いるものとする。

2 補助金規則第7条第1号の規定により、市長が定める軽微な変更は、当該事業所の機能を著しく変更しない程度の変更とする。

3 補助対象事業者は、補助金規則第7条第2号に定める事業の中止又は廃止の承認申請を行うときは、横浜市施設開設準備経費助成特別対策事業費補助対象事業廃止承認申請書（第4号様式）を用いるものとする。

4 第1項及び第3項による申請を承認することを決定したときは、横浜市施設開設準備経費助成特別対策事業費補助対象事業変更等承認書（第5号様式）により行うものとする。

（実績報告）

第11条 補助金規則第14条第1項の規定により補助対象事業者が市長に対して報告に用いる書類は、横浜市施設開設準備経費助成特別対策事業費補助対象事業実績報告書（第6号様式）とする。

2 補助金規則第14条第1項に掲げる書類のうち、第3号は提出を省略することができる。

3 補助金規則第14条第6項の規定により、市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

（1）補助事業の成果を記載した実績報告書（第6号様式別紙1）

（2）補助事業に係る収支計算に関する事項を記載した決算書

（3）補助対象経費にかかる請求書及び領収書の写し（ただし、補助対象経費のうち報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金及び旅費にかかる経費については、金額の根拠となる給与明細、振込証明書等の支払を行ったこと分かる書類の写し）

（4）単価が10万円（税込）を超える備品の写真

（5）指定通知書の写し又は開所予定日が分かる書類

（補助金額の確定通知）

第12条 補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知は、横浜市施設開設準備経費助成特別対策事業費補助金額確定通知書（第7号様式）により行うものとする。

（補助金交付時期の例外）

第13条 補助金規則第17条の規定により市長が補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる場合は、補助事業者の資金状況を勘案し、補助事業の完了前に補助金を交付しなければ、補助事業を実施できない場合とする。

2 前項の規定により補助金を交付する場合は、前金払いとする。

（補助金交付の請求）

第14条 補助金規則第18条第1項の規定による補助金の交付の請求は、横浜市施設開設準備経費助成特別対策事業費補助金交付請求書（第8号様式）により行うものとする。

(補助金の返還等)

第 15 条 市長は、次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を補助事業者を求めることができる。

- (1) この要綱に従って補助事業等が行われなかったとき。
- (2) 補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に適合しないとき。
- (3) 介護保険事業所として開所の見込みがなくなったとき。また、開所後においては、介護保険事業者でなくなったとき。
- (4) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けたとき。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。
- (5) 補助金交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供したとき。

(暴力団の排除)

第 16 条 市長は、横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号。以下「暴排条例」という。）第 8 条の規定に基づき、以下の排除措置を講じるものとする。

2 補助事業者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、この要綱に定める他の規定にかかわらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団であるとき。
- (2) 補助事業者等の役員等に、暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員に該当する者があるとき。

3 市長は、第 8 条の交付決定を受けた補助事業者等が前項のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

4 市長は、必要に応じて補助事業者等又はその役員等が本条第 2 項各号のいずれかに該当するか否かを、神奈川県警本部長に対して確認することができるものとする。

5 前項の確認にあたり、市長は必要に応じて補助対象事業者等に役員等氏名一覧表（第 9 号様式）を提出させることができるものとする。

(財産処分の制限等)

第 17 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運営を図るものとする。

2 補助金規則第 25 条の規定により市長が定める財産の処分の制限期間は、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が 30 万円以上の機械器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める耐用年数を経過するまでの間とする。

3 前項に掲げる処分制限期間に該当する区分のない財産にあつては、それに類似する財産の処分制限期間とする。

4 補助事業者は、前項の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、市長からの指示により、その収入の全部又は一部を市長へ納付するものとする。

5 当該事業所が他のサービスに移行した場合または運営法人が変更になった場合には、市長は必要に応じて報告書等を提出させることができるものとする。

(消費税等に係る仕入控除税額の報告)

第 18 条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の申告によりこの補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定したときは、消費税等仕入

控除税額報告書（第 10 号様式）により、速やかに市長に報告するものとする。

- 2 補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等をいう。）であつて、自ら消費税等の申告を行わず、本部等（本部又は本社、本所等をいう。）で消費税等の申告を行っているときは、前項の報告は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づくものとする。
- 3 前二項の報告があつたときは、市長は、当該消費税等に係る仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることができる。

（関係書類の管理保管）

第 19 条 補助金規則第 26 条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、5 年とする。

（委 任）

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年度の予算に係る補助金から適用し、平成 21 年 12 月 11 日から施行する。

## 2 削除

附 則

この要綱は、平成 24 年 6 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 8 月 1 日から施行し、平成 25 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 8 月 14 日から施行し、平成 26 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 12 月 24 日から施行し、平成 27 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 8 月 24 日から施行し、平成 29 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和元年 5 月 31 日から施行し、令和元年度の予算に係る補助金から適用する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の横浜市施設開設準備経費助成特別対策事業費補助金交要綱の規定により作成されている様式書類は、令和元年度の間、使用することができる。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

年 月 日

（申請先）

横浜市 長

（申請者）

法人所在地

法人名称

代表者職氏名

横浜市施設開設準備経費助成特別対策事業費補助金交付申請書

年度の横浜市施設開設準備経費助成特別対策事業費補助金の交付を申請します。

事業の種類：

事業所の名称（仮称）：

設置（予定）地： 横浜市 区

1 補助事業の内容

事業概要（第1号様式別紙1）のとおり

2 補助金の経費配分及び使用方法、事業計画

収支予算書（補助金配分計画書）及び事業計画書（第1号様式別紙2）のとおり

3 補助金申請額及びその算出基礎

円

補助金申請額調（第1号様式別紙3）及び補助対象経費内訳（第1号様式別紙4）のとおり

4 補助金の支払方法及びその理由

5 添付資料

（1）広域型施設の整備費補助金交付先の決定に関する通知の写し又は

横浜市地域密着型サービス事業所設置計画審査結果通知書の写し。

ただし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所及び介護療養型医療施設から介護医療院等に転換する事業者を除く。

（2）補助対象経費にかかる見積書又は契約書の写し

ただし、補助対象経費のうち報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金及び旅費にかかる経費については、雇用契約書の写し等金額の根拠が分かる書類を提示すること。



## 事業概要

### 1 開設（予定）法人

フリガナ		代表者	職名	
法人名			氏名	
設立年月	既設法人 年 月設立	新設法人	年 月設立予定	
法人所在地	(〒 - ) 住所：			
電話	- -	FAX	- - ××××	

### 2 事業所

事業の種類				
名称 (仮称)				
設置場所	横浜市 区			
定員数	小規模特別養護老人ホーム、小規模老人保健施設、小規模ケアハウス、認知症高齢者グループホーム			
	ユニット 名			
	小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所			
	登録定員 名	通い定員 名	宿泊定員 名	

### 3 建物

建築面積		m <sup>2</sup>	構造		造	階建	階部分
延床面積	建物全体 m <sup>2</sup> (うち当該事業所面積 m <sup>2</sup> )						
権利形態	<input type="checkbox"/> 自己所有		<input type="checkbox"/> 今後取得予定				
	<input type="checkbox"/> 借家 (契約期間		年 月 日 ~	年 月 日)			

4 介護保険事業所開所（予定）日                      年 月 日

5 補助事業完了予定期日                              年 月 日

収支予算書及び事業計画書

年 月 日 ~ 年 月 日

1 収入

内容	単価(円)	数量	金額
合計			

2 支出

内容	単価(円)	数量	金額	
人件費				
	人件費計			
事務所経費等				
	事務所経費等計			
	合計			

3 収支見通し

収入額合計	
支出額合計	
収支差額	

補助金申請額調

区分		金額		備考
1	施設開設準備経費 助成特別対策事業費 補助上限額		千円	神奈川県地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金交付要綱に規定された金額を上限とする。ただし、県の交付決定金額が上記金額を下回る場合にはその提示された金額を上限金額とする。
A	補助対象経費		千円	
B	実支出額 (a - b)		千円	金額は、「補助対象経費内訳」（別紙4）と一致させてください
	(内訳)	a 施設開設準備総事業費	千円	
	b 開設準備に関する寄附金その他の収入予定額	千円		
C	補助金申請額 (A、Bを比較し少ない額)		千円	

(注) 金額について、1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨ててください。

補助対象経費内訳

区分	品目	数量	金額(円)	備考
報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費				
その他の補助対象経費				
合計(円)				

(注) 報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費は、申請時点での予定金額を記入してください。

(注) その他の補助対象経費は、積算根拠となる契約書、見積内訳等を添付してください。

(注) 欄が不足する場合は、適宜追加してください。

法人名称  
代表者氏名

横浜市長

㊟

### 横浜市施設開設準備経費助成特別対策事業費補助金交付決定通知書

年 月 日に申請のありました、横浜市施設開設準備経費助成特別対策事業費補助金の交付について、次のとおり決定しましたので、通知します。なお、交付する補助金の額については、実績報告書（第6号様式）の提出後に補助金額確定通知書（第7号様式）をもって確定します。

#### 1 交付決定の内容

(1) 補助事業の内容及び目的

\_\_\_\_\_の開設準備

(2) 事業の概要

事業所の名称 \_\_\_\_\_

事業所の所在地 横浜市 \_\_\_\_\_ 区 \_\_\_\_\_

(3) 交付予定金額 \_\_\_\_\_ 円

(4) 交付の時期及び方法

#### 2 交付の条件

- (1) 補助金規則第5条第2号から第4号までに掲げる事項の変更(市長の定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助事業の完了後、速やかに介護保険事業所として開所すること。
- (5) 開所以後においては、当該事業の適正な運営を継続的に展開すること。
- (6) 次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。
  - ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
  - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
  - ウ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

エ 介護保険事業所とし開所の見込みがなくなったとき。また、開所後に、介護保険事業者でなくなったとき。

オ その他法令、条例、規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき。

(7) 本事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けることはできません。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金は除きます。

(8) 補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供することはできません。

(9) 本事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運用を図ること。

また、財産処分については、要綱第 17 条の規定に従うこと。

(10) 市長がこの補助金の交付に関して必要と認めた調査に協力すること。

(11) その他、この要綱の定めに従うこと。

（申請先）

横 浜 市 長

（申請者）

法人所在地

法人名称

代表者氏名

### 横浜市施設開設準備経費助成特別対策事業費補助対象事業変更承認申請書

補助事業の内容等について、次のとおり変更したいので、申請します。

1 運営主体法人名及び連絡先

法人名： \_\_\_\_\_

連絡先： \_\_\_\_\_

2 事業所の名称（仮称）

\_\_\_\_\_

3 事業の種類

\_\_\_\_\_

4 事業所の設置場所

横浜市 \_\_\_\_\_ 区 \_\_\_\_\_

5 変更内容

6 変更理由

年 月 日

（申請先）  
横 浜 市 長

（申請者）  
法人所在地  
法人名称  
代表者職氏名

横浜市施設開設準備経費助成特別対策事業費補助対象事業廃止承認申請書

補助事業を廃止したいので、申請します。

1 運営主体法人名及び連絡先

法人名： \_\_\_\_\_

連絡先： \_\_\_\_\_

2 事業所の名称（仮称）

\_\_\_\_\_

3 事業の種類

\_\_\_\_\_

4 事業所の設置場所

\_\_\_\_\_ 横浜市 \_\_\_\_\_ 区 \_\_\_\_\_

5 事業廃止の理由



法人名称  
代表者氏名

横浜市長

**横浜市施設開設準備経費助成特別対策事業費補助対象事業変更等承認書**

年 月 日付で申請のありました  
決定しましたので通知します。

承認申請について、次のとおり

1 事業所の名称（仮称）

---

2 事業の種類

---

3 承認の内容

---

---

年 月 日

（報告先）

横 浜 市 長

（報告者）

法人所在地

法人名称

代表者職氏名

## 横浜市施設開設準備経費助成特別対策事業費補助対象事業実績報告書

年 月 日 第 号で交付決定された横浜市施設開設準備経費助成特別対策事業費補助対象事業の実績について、次のとおり報告します。

### 1 補助事業に要した経費

円（補助金申請額 円）

### 2 添付書類

- （1）補助事業の成果を記載した実績報告書（第6号様式別紙1）
- （2）補助事業に係る収支計算に関する事項を記載した決算書
- （3）補助対象経費にかかる請求書及び領収書の写し（ただし、補助対象経費のうち報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金及び旅費に係る経費については、金額の根拠となる給与明細、振込証明書等の支払を行ったこと分かる書類の写し）
- （4）単価が10万円（税込）を超える備品の写真
- （5）指定通知書の写し又は開所予定日が分かる書類

補助対象経費実績内訳

区分	品目	数量	金額(円)	備考
報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費				
その他の補助対象経費				
合計(円)				

(注) 報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費は、実績額を記入し、金額の根拠となる給与明細、振込証明書等を添付してください。

(注) その他の補助対象経費は、金額の根拠となる請求書、領収書等を添付してください。

(注) 欄が不足する場合は、適宜追加してください。

法人名称  
代表者氏名

横 浜 市 長

**横浜市施設開設準備経費助成特別対策事業費補助金額確定通知書**

年 月 日 第 号により、交付を決定した横浜市施設開設準備経費助成特別対策事業費補助金については、次のとおりその金額を確定しましたので通知します。

補助金交付確定額 \_\_\_\_\_ 円

(請求先)  
横 浜 市 長

(請求者)  
法人所在地  
法人名称  
代表者職氏名

印

横浜市施設開設準備経費助成特別対策事業費補助金交付請求書

年 月 日 第 号により確定通知を受けた横浜市施設開設準備経費助成特別対策事業費補助金について、次のとおり請求します。

補 助 金 請 求 額	¥ , , . -	
振 込 先 金 融 機 関	金 融 機 関 名	銀行 支店
	口 座 番 号	普通 ・ 当座
	フリガナ	
	口座名義人	

横浜市暴力団排除条例第8条の規定に基づく役員等氏名一覧表

年 月 日

(申請者)

所在地  
 法人名称  
 代表者職氏名

横浜市暴力団排除条例第8条に基づき、横浜市に補助金を申請するにあたって、法人の代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部長に照会することについて、同意します。

また、記載されたすべての役員に同趣旨を説明し、同意を得ています。

役員等氏名一覧表

フリガナ	氏名	生年月日				性別 (m・f)	現住所
		元号	年	月	日		

【横浜市暴力団排除条例第8条】(抜粋)

市は、補助金、利子補給金その他相当の反対給付金を受けない給付金を交付し、又は貸付金を貸し付ける事業の実施により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

(給付金の交付等における暴力団排除)

【備考】

当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等の支配力を有するものと認められる者を含む。)について、必要事項を記入してください。

(報告先)

横 浜 市 長

(報告者)

法人所在地

法人名称

代表者職氏名

年度横浜市施設開設経費助成特別対策事業費補助金に係る  
消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日健介事第 号で交付決定を受けた 年度横浜市施設開設経費助成特別  
対策事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額について、次のとおり報告します。

事業所の名称 : \_\_\_\_\_

事業の種類 : \_\_\_\_\_

1 補助金の額の確定額 金 円

2 消費税等の申告の有無 (どちらかを選択) 有 ・ 無

(2で「無」を選択の場合は以下不要)

3 仕入控除税額の計算方法 (どちらかを選択) 一般課税 ・ 簡易課税

(3で「簡易課税」を選択の場合は以下不要)

4 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額 金 円

添付資料 (4を記入した場合に限り添付すること)

積算内訳書

消費税等の確定申告書 (控) の写し

付表 2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表の写し